

沼田市公共物使用等に関する条例

別表（第14条関係）

公共物使用料（1箇年）

種別	単位	金額
農地	1平方メートル	6円
宅地	1平方メートル	190円
電柱	1本	810円
鉄塔敷	1平方メートル	210円
諸管理設	1平方メートル	130円
水車水路敷	1平方メートル	130円
軌道施設	1平方メートル	130円
工作物を設置する漁業	1平方メートル	140円
係船場	1平方メートル	140円
温泉ゆう出口	1施設	22,000円
その他工作物	1平方メートル	130円
植林採草地	1平方メートル	6円
原形占用	1平方メートル	6円
ゴルフ場	1平方メートル	60円
発電用水	河川法施行令（昭和40年政令第14号）第18条第1項第3号の規定により国土交通大臣が定める式により算出した額を超えない範囲内において各河川管理者との協議に基づき市長が定める額	
その他	その都度市長が定める単位	その都度市長が定める額

生産物採取料

品名	単位	金額
土砂	1立方メートル	190円
砂利	1立方メートル	230円
栗石	1立方メートル	250円
切り込み砂利	1立方メートル	230円
切石	30立方センチメートル	90円
玉石	20センチメートル以上45センチメートル未満	1個 50円
	45センチメートル以上	1個 130円
庭石	30立方センチメートル	340円
芝	1平方メートル	30円
立木	その都度市長が定める単位	その都度市長が定める額
その他	その都度市長が定める単位	その都度市長が定める額